

グリーンリカバリー設備投資助成金交付要綱

制 定 令和4年4月1日 経も第1436号（局長決裁）

最近改正 令和5年6月1日 経も第96号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市内の中小企業者が行う省エネ効果の高い設備投資に対する助成を行うことで、脱炭素経営の推進及びエネルギー価格の高騰への支援並びに新型コロナウイルス感染拡大からの経済回復を図ることを目的とする。

2 本助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則及び次の各号の定めるところによる。

（1）グリーンリカバリー

持続可能な社会の実現に向けた脱炭素化への取組など、環境を重視した投資を行うことで経済を復興させる手法をいう。

（2）中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。ただし、次のアからエまでに該当する者を除く。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の適用を受けた飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるものに限る。）及び同法第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業を営むもの

イ みなし大企業

ウ 政治・経済・文化団体

エ 宗教法人・団体

（3）みなし大企業

次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者をいう。この場合において、親会社となる企業が外国法人のときは、第7条第2項に定める交付申請書を同条第1項に定めるところにより送達した日における当該外国法人の資本金額（同日の為替レートにより日本円に換算した金額をいう。）及び常時使用する従業員数により、みなし大企業の該当の有無の確認を行うものとする。

ア 一の大企業（中小企業者以外の者）に発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資されている中小企業者

イ 複数の大企業に発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資されている中小企業者

ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

（4）常時使用する従業員

事業に従事する者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 会社役員

イ 個人事業主及びその家族従業員（同一生計者で3親等内の親族をいう。）

ウ 日々雇い入れられている者

エ 2か月以内の期間を定めて使用されている者

オ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用されている者

カ 試用期間中の者

キ 1週間の労働時間が当該事業所において同種の業務に従事する正規雇用の従業員の労働時間の4分の3を超えない者

(5) 事業所

事務所、営業所、商店、工場その他現に事業の用に供する施設、及びこれらに付随した関連施設をいう。ただし、居住用途との用途区別がつけがたい施設を除く。

(6) 創業

所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出を行い新たに事業を開始すること又は新たに法人の設立登記を行い事業を開始することをいう。

(7) 設備等

事業所に附属する設備、機械装置、備品等であって、前条第1項の目的に寄与するもののうち別表1に定めるものをいう。

(8) 省エネ診断等

横浜市が実施する省エネルギーアドバイス又は国が指定する機関若しくは神奈川県が実施する省エネルギー診断等をいう。

(9) 市内事業者

横浜市契約規則に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所（支店や営業所は含まない）の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。

(10) 準市内事業者

横浜市内に支社、支店、営業所等の従たる営業所を有し、入札、契約の締結及び代金の請求、受領等の権限を付与されている者をいう。

(11) 中古品

一度使用された物品若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。

(12) リース取引

法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2第3項に規定するリース取引をいう。

(助成対象者の要件)

第3条 本助成金の交付を受けようとする者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する事業者とする。

(1) 中小企業者であること。

(2) 横浜市内に事業所があること。

(3) 第7条第2項第1号に定める交付申請書を同条に規定するところにより送達した日において、創業から12か月を経過していること。

(4) 横浜市税（法人にあつては法人市民税を、個人事業主にあつては住民税をいう。以下同じ。）の納税義務者（非課税、課税免除、減免等となる者を含む。）であること。

(5) 市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。

(6) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としなない。

(1) 法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者

(2) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴力団条例」とい

う。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

- (3) 暴力団員 (暴力団条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。)
- (4) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの
- (6) 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないと認める者
- (7) 令和4年度のグリーンリカバリー設備投資補助金の交付を受けている者。

(助成対象事業)

第4条 本助成金の助成対象事業は、助成対象者が第1条第1項の目的を達するために実践する別表1に掲げる対象設備及び対象となる条件に該当する、事業所の省エネルギー化に資する設備等を投資する事業であって、かつ、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 助成対象者が市内の事業所へ導入し、常時当該事業所内にて実施する事業
 - (2) 当該年度から起算して1か年度前から、第7条第2項第1号に定める交付申請書を同条に規定するところにより送達した日までに、設備等を導入する事業所において省エネ診断等を受診し、診断書等を受領している事業で、その診断書等によりエネルギー使用量の削減効果が認められる事業
 - (3) 第8条第1項及び第2項に該当するものを除き、設備等を原則として市内事業者から購入しており、そのことが確認できる事業
 - (4) 契約、発注、設備等の納品、及び工事の着工が、第7条第2項第1号に定める交付申請書を同条に規定するところにより送達した日の翌日以降である事業
 - (5) 1事業者あたり1事業所の申請、導入設備が3種以内である事業
 - (6) 次条に定める助成の対象となる経費 (以下「助成対象経費」という。) の総計が税抜50万円以上である事業
 - (7) 助成対象者自らが費用負担を行い、市長が定める日までに設備等の納品、工事及び支払並びに第12条に定める実績報告が完了する事業
- 2 前項の規定にかかわらず、導入設備及び設置工事について、次の各号に掲げるもののいずれかを含む事業は、助成対象事業としない。

- (1) 中古品又はリース取引に基づき取得したもの
- (2) 事業所以外に効果が波及するもの
- (3) 複数の事業者で共同所有するもの
- (4) 予備的又は将来に備えるもの
- (5) 販売、貸付等による利益を目的としているもの
- (6) 再生可能エネルギー発電設備に該当するもの
- (7) 支払先が、助成対象者の役員又は役員の属する事業者であるもの
- (8) 支払先が、助成対象者の配偶者又は2親等内の親族が代表者若しくは役員として属する事業者であるもの
- (9) 支払先が、事業を営んでいない個人であるもの
- (10) 助成対象経費の全部又は一部について、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度 (以下「他の補助制度」という。) の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払いを既に受けたもの

3 本条第1項の規定にかかわらず、公序良俗に反する等その他の市長が適当でないと認める事業は、助成対象事業としない。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、前条に定める事業のうち導入設備本体並びに導入設備本体と一体として支払

われる附属設備の購入費及び設置工事費の合計額とする。

2 助成対象経費において、次の各号に掲げるものは含まないこととする。

- (1) 公租公課（消費税及び地方消費税相当額等）
- (2) 各種保証・保険料、振込手数料等
- (3) 既存設備等の搬出・撤去・廃棄に係る経費
- (4) 既存設備等の劣化等に伴う修繕費、補修費
- (5) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (6) 購入の際にポイントを利用した場合の利用額及び値引き費用

3 助成対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、助成対象経費との支払の区別が難しいものは、助成対象経費から除外する。

（助成率及び助成限度額等）

第6条 本助成金の額は、助成対象経費の合計額に2分の1を乗じた額とし、200万円を限度とする。

2 前項の助成金額の算出に当たり、1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 本助成金の交付は、当該年度の予算の範囲内において行うものとする。

（仮エントリー及び交付申請）

第7条 本助成金の交付を申請する助成対象者（以下「申請者」という。）は、本条第2項に定める申請に先立ち、電子申請システム、FAX、郵送又は持参により、別に定める仮エントリー兼省エネアドバイス申込書（第1号様式）（以下「仮エントリー申込書」という。）を市長が定める日までに送達（本市からの通知を含め、以下これらの相互の通信手段を総称して「送達」といい、電子申請システムの場合は、この要綱の各様式の内容に準じWeb上のフォーム、システム等により送達を行うことを指す。）しなければならないものとする。

2 申請者は前項の仮エントリー申込書が受理された後、次の各号に掲げる書類を、必要事項を誓約の上、市長が定める日までに送達しなければならない。

- (1) グリーンリカバリー設備投資助成金交付申請書（第2号様式）
- (2) 事業所が横浜市内にあること及び創業から12か月を経過していることが分かる公的書類（法人にあっては法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し、個人事業主にあっては開業届（受領印のあるもの）の写し。なお資格証明書等により証明できる場合は、当該書類を開業届に代えることができるものとする。）
- (3) 発行から3か月以内の直近の市民税納税証明書又は非課税証明書（設備導入する市内事業所の所在する税務部門で発行されたもの）
- (4) 第4条第1項第2号の規定に基づく診断書等のコピー
- (5) 見積書等経費の内訳がわかる書類のコピー
- (6) 助成対象経費計算書（第3号様式）
- (7) 100万円以上の発注の場合は市内事業者からの購入であることがわかる書類として、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第7条に規定する所在地区分が「市内」と記載された一般競争入札有資格者名簿、本店若しくは主たる事務所（支店や営業所は含まない）の所在地が市内と記載された法人登記簿、又は個人事業主からの購入にあっては横浜市内事業者であることの誓約書（第4号様式）
- (8) 導入設備の仕様がわかる資料
- (9) 設置予定場所の現況写真
- (10) 役員氏名一覧表（第5号様式）

(11) その他市長が必要と認める書類

3 補助金規則第5条第2項第2号に定める補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類については、同条第3項の規定に基づき、その記載又は添付を省略させることができる。

(入札又は見積書の徴収)

第8条 1件100万円以上の物品購入等について、補助金規則第24条の規定に基づき、市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行わなければならない。また、補助金規則第24条ただし書に規定する、市長が市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行う必要がないと認める場合とは、次の各号に掲げるときとし、入札又は見積書に係る理由書（第6号様式）を市長に提出し承認を得なければならない。

- (1) 市内事業者で取扱いがない場合
- (2) 2人以上の市内事業者で取扱いがない場合
- (3) 特殊な技術や、知識や経験が必要とされ、実績のある市内事業者がない場合
- (4) 特殊な物品で購入先が特定され、契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が認める場合

2 1件100万円未満となる物品の購入等について、市内事業者若しくは準市内事業者による入札又は見積書の徴収を行わなければならない。以下に該当する場合はこの限りでないものとし、入札又は見積書に係る理由書（第6号様式の2）を市長に提出し承認を得なければならない。

- (1) 市内事業者又は準市内事業者で取り扱いがない場合
- (2) 特殊な技術や、知識や経験が必要とされ、実績のある市内事業者又は準市内事業者がない場合
- (3) 特殊な物品で購入先が特定され、契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が認める場合

3 申請者は、機器本体に係る経費、工事に係る経費及び助成対象とならない経費等内訳がわかるように記載した見積書を徴収しなければならない。なお、見積書の内容に疑義が生じた場合は、市長が再提出を求めることができ、これに応じないときは、助成対象となる事業費として認めない。

4 補助金規則第24条並びに第1項に規定する入札又は見積書の徴収を行った場合において、市長は、当該入札又は見積の結果最も安価だったものの金額を上限とし、助成対象となる事業費として認める。

(交付決定等)

第9条 市長は、第7条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、本助成金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、交付又は不交付の決定に基づき、交付の場合はグリーンリカバリー設備投資助成金交付決定通知書（第7号様式）により、不交付の場合はグリーンリカバリー設備投資助成金不交付決定通知書（第8号様式）により申請者に通知する。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の交付決定に当たり条件を付すことができる。

(申請の取下げ等)

第10条 本助成金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、前条第2項に定める交付決定通知書の交付を受けた後に次の各号に掲げる理由により本助成金交付申請の取下げを行う場合には、グリーンリカバリー設備投資助成金交付申請取下届（第9号様式）（以下「取下届」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき。

- (2) 第4条第2項第各号に該当することとなったとき。
 - (3) 交付申請した事業の遂行が困難なとき。
- 2 市長は、前項に規定する取下届の提出があったとき又はこれに相当する事由があるときは、グリーンリカバリー設備投資助成金交付決定取消通知書（第10号様式）により交付対象者に通知する。

（事業内容の変更）

第11条 交付対象者は、助成対象事業の内容に変更があった場合（軽微な変更を除く。）は、速やかにグリーンリカバリー設備投資助成金事業内容変更申請書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による事業内容変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、グリーンリカバリー設備投資助成金変更承認・不承認通知書（第12号様式）に承認の旨を記載することにより、不適当と認める場合には、同様式に同様に不承認の旨を記載することにより、それぞれ交付対象者に通知するものとする。
- 3 市長は前項の承認を行うに当たり、必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更することができる。
- 4 計画の変更により助成対象事業の実施金額が増額となる場合は、当初交付決定額を上限として本助成金を交付する。

（実績報告）

第12条 交付対象者は、助成対象事業が完了したときは、市長が定める日までに、次の各号に定める全ての書類を添付して、市長に送達しなければならない。

- (1) グリーンリカバリー設備投資助成金実績報告書（第13号様式）
 - (2) 前号に記載された経費の支出を証明する内訳の分かる領収書等のコピー
 - (3) 投資内容が確認できる写真（完了場所の写真等）
 - (4) 第9条の規定に基づき交付されたグリーンリカバリー設備投資助成金交付決定通知書のコピー
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金規則第14条第1項第3号に定める、補助対象事業が完了したとき又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助対象者等の資産及び負債に関する事項を記載した書類については、同条第4項の規定に基づき、本助成金では省略させることができる。
- 3 補助金規則第14条第5項第1号に定める補助事業等の領収書の省略の規定については、本助成金では適用されないこととする。

（助成金の交付額確定）

第13条 市長は、前条に定める報告を受けたときは、実績報告書及びその添付書類等により書類の審査をし、並びに必要に応じて現地確認を行い、第4条第1項に規定する助成対象事業に該当すると認めるときは、本助成金の交付額を確定してグリーンリカバリー設備投資助成金交付額確定通知書（第14号様式）により本助成金の交付確定金額（以下「確定額」という。）及び交付条件を通知するものとする。ただし、確定額は、第9条第2項により通知した本助成金の交付決定額を上回ることはできない。

- 2 本助成金の交付額確定に当たり、助成対象経費の減額があった場合は、減額になった助成対象経費をもって確定額の算出を行う。

（助成金の請求等）

第 14 条 交付対象者は、市長が定める日までに、グリーンリカバリー設備投資助成金交付請求書（第 15 号様式）を、市長に送達しなければならない。

2 市長は、適法・適正な前項の請求書を受けて、速やかに本助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第 15 条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付を行う日までに第 3 条に定める助成対象者の要件に該当しなくなったとき。

(2) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。

(3) 虚偽の申請や報告又は不正の手段により本助成金の交付を受けたとき。

(4) 第 12 条に定める実績報告書類を適正に提出しなかった等、本助成金を交付することが適当でないとして認められる事由が発生したとき。

(5) 第 4 条に定める助成対象事業の要件に該当しなくなったとき。

(6) 第 10 条第 1 項の取下届（第 9 号様式）を提出し、市長が受理したとき。

(7) 助成金の交付を受けて取得した設備等を取得した時より、当該耐用年数（ただし、当該年数が 5 年を超えるときは、5 年とする。）を経過する前に処分したとき。

(8) その他法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により本補助金の交付決定を取り消すときは、グリーンリカバリー設備投資助成金交付決定取消通知書（第 10 号様式）により交付対象者に通知する。

3 市長は、交付対象者が本条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号又は第 8 号に該当した場合、その名称及び内容を公表することができる。

(助成金の返還)

第 16 条 市長は、前条の規定に基づき取消しをした場合において、既に本助成金が交付されているときは、本助成金の全部又は一部について、グリーンリカバリー設備投資助成金返還請求書（第 16 号様式）により、その返還を命ずるものとする。

2 前項により返還を命ずる場合の納付期限は、前条による交付決定の取消しの日から起算して 30 日を経過した日の属する月の末日とする。

3 交付対象者は、本助成金の返還を求められたときは、本助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、本助成金の額（一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金（100 円未満の場合を除く。）を市に納付するものとする。

4 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が、返還を命ぜられた本助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

5 交付対象者は、本助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付するものとする。

6 第 3 項及び前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(警察本部等への確認)

第 17 条 市長は、必要に応じ、助成対象者の第 3 条第 2 項第 2 号から第 5 号までの該当の有無について、神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

2 市長は、必要に応じ、助成対象者の横浜市税の納税状況について、その者の同意に基づき、財政局長に対して確認を行うことができる。

(財産処分の制限)

第 18 条 交付対象者は、導入設備について、補助金規則第 25 条ただし書に基づく処分制限期間内に補助の交付の目的に反して使用し、移設し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付対象者が交付を受けた本助成金の全部に相当する金額を市に納付した場合、他の企業等が導入設備を引き続き保全し承継する場合、又は本助成金の目的に照らしやむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

2 補助金規則第 25 条ただし書の規定により市長が定める期間は、助成金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して定める期間とする。ただし、当該年数が 5 年を超えるときは、5 年とする。

3 前項で定める期間内において導入設備の処分を行う場合、交付対象者は、事前に財産処分申出書（第 17 号様式）を市長へ提出し、承認を得なければならない。この場合において、市長は、この申出に対し、財産処分承認・不承認通知書（第 18 号様式）により、交付対象者へ結果を通知することとし、必要に応じて条件を付すことができる。

(関係書類の保存)

第 19 条 交付対象者は要綱に基づき受理した通知及び助成対象経費に係る投資を証明する書類、帳簿等並びに領収書等を整備し、交付決定を受けた日の属する年度の末日から 5 年間保存しておかなければならない。

(事後訪問調査等)

第 20 条 市長は、第 12 条第 1 項第 1 号に定める実績報告書が同条に規定するところにより送達された後に、交付対象者に対し実地訪問等又は書面等による調査を行うことができる。

2 前項に規定する調査において導入設備や投資効果等に疑義があるときは、市長は、交付対象者に追加資料の提出を求めることができる。

(市が収集する情報の取扱)

第 21 条 市長は、統計分析、経営支援・技術支援等各種事業案内及びアンケート調査依頼等のため、申請者の情報を利用することができる。

2 市長は、交付対象者の名称及び概要並びに導入設備投資先住所及び本助成金の交付額について、公表することができる。

(委任)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、本助成金の交付に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表 1

通番	対象設備	対象となる条件	
(1)	空調設備	トップランナー基準※1を達成するもの、または同等の性能を有すると認められる※2もの	更新のみ対象
(2)	ボイラー・給湯設備	次のいずれかに適合するもの ・ボイラー・給湯効率が95%以上 ・潜熱回収型であること ・グリーン購入法基本方針11-1に規定するヒートポンプ式電気給湯器の判断基準に適合するもの	
(3)	冷凍冷蔵設備	トップランナー基準※1を達成するもの、または同等の性能を有すると認められる※2もの	
(4)	変圧器	トップランナー基準※1を達成するもの、または同等の性能を有すると認められる※2もの	
(5)	産業用モーター (モーター本体, コンプレッサー, ポンプ, 送風機に限る)	三相200V,モーター出力0.75kW以上であり、トップランナー制度に準拠したIE3モーターを搭載するもの、または同等の性能を有すると認められる※2もの	
(6)	LED照明	既存の照明設備を新たにLED照明に更新するものに限る（電気工事を伴わない光源部のみの交換やLEDからLEDへの交換は除く。）。	
(7)	コージェネレーションシステム	既設事業所のエネルギー使用量の削減が見込まれるもの	新設のみ対象
(8)	高断熱窓	Low-E複層ガラスなど高断熱窓ガラスへの交換（内窓設置を含む）であって、既設事業所のエネルギー使用量の削減が認められるもの	更新のみ対象 (内窓は新設も可)
(9)	生産設備など事業に必要な設備 (1～8を除く)	生産性向上かつ現有設備と比較して10%以上のエネルギー使用量削減が見込まれる設備（機械及び装置※3に限る）	更新の場合
		生産性向上かつ前モデルと比較して10%以上のエネルギー使用量削減が見込まれる設備（機械及び装置※3に限る）	新設の場合

(※1) トップランナー基準を達成

エネルギーの仕様の合理化等に関する法律(省エネ法)に基づき定められた令和5年4月1日時点で有効の省エネ性能の目標基準の達成率100%以上を達成するものを指します。

(※2) 同等の性能を有すると認められるものと認められる範囲

トップランナー制度の適用外であって適用設備と同等以上の性能を有し、現有設備と比較して15%以上のエネルギー使用量削減が見込まれる必要があります。

(※3) 機械及び装置

法人税法施行令等(固定資産税の償却資産)の「機械及び装置(第2種)」に該当するものを指します。
構築物(第1種)、車両及び運搬具など(第3~5種)、工具・器具及び備品(第6種)は対象になりません。

グリーンリカバリー設備投資助成金 仮エントリー兼省エネアドバイス申込書

本助成金の申請には、仮エントリーが必要です。**募集案内**をよく読み、ご理解いただいた上で仮エントリーをお申し込みください。今後の通知は Email にてお送りしますので、特に**メールアドレスは間違いのないよう記載**してください。

募集案内を確認し、助成対象者の要件を満たしていることを確認しました

チェック

1 申請者の情報

申込日	年 月 日		
事業形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主	法人番号 (法人のみ)	
法人名または屋号		代表者役職	
代表者氏名		常時使用する従業員数 (役員を除く全事業所の合計)	
住所 <small>(法人：登記簿本店所在地 個人事業主：住民票上の住所)</small>	(〒 -) 横浜市 区		
設備を導入する事業所住所	<input type="checkbox"/> 同上 (〒 -) 横浜市 区		
導入先事業所の種別	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他 ()		
担当者名		電話番号	
FAX 番号		メールアドレス	
申請者の事業内容			

業種	助成対象者の要件
<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> ゴム製品製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業、 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> その他の業種 <input type="checkbox"/> 開業医（個人事業主）	資本金3億円以下または従業員数300人以下 (ゴム製品製造業は資本金3億円以下または従業員数900人以下) (旅館業は資本金5,000万円以下または従業員数200人以下) (ソフトウェア業または情報処理サービス業は資本金3億円以下または従業員数300人以下)
<input type="checkbox"/> 卸売業	資本金1億円以下または従業員数100人以下
<input type="checkbox"/> サービス業（※土業等は、こちらに☑） <input type="checkbox"/> 旅館業	資本金5,000万円以下または従業員数100人以下 (旅館業は資本金5,000万円以下または従業員200人以下)
<input type="checkbox"/> 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 小売業	資本金5,000万円以下または従業員数50人以下

2 導入を希望する設備と現在使用設備(現有設備)

- ・助成対象設備の条件にあてはまるか事前に募集案内をご確認ください。
- ・訪問までに導入予定設備の見積書やカタログをご用意ください。導入予定設備の仕様が不明の場合は報告書の発行に時間を要します。

	導入希望設備種類	導入を検討している設備 メーカー・型式番号	現在使用している設備 メーカー・型式番号	現在使用している設備の導入時期
1				
2				
3				

3 省エネアドバイスの申込について

省エネアドバイスの予約	<input type="checkbox"/> 予約を希望する（1週間以内に担当者から日程調整のご連絡をします） <input type="checkbox"/> 予約を希望しない（他の指定機関での受診が必要です） （診断機関名： _____ 診断実施時期： _____ 年 _____ 月）		
訪問日程の希望	対応可能な曜日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 可能な曜日を全てチェックしてください	
訪問は原則として平日の9～17時の間、2時間程度を予定しています。担当者から日程調整のご連絡をするにあたり、日程の希望について記載ください。	対応可能な時間帯	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 可能な時間帯を全てチェックしてください	
	その他希望		
事業所の省エネ化・脱炭素化に関して相談したい内容			
その他連絡事項	法人名と店舗名が異なる場合はこちらに記載ください		

4 脱炭素・省エネ化推進の協力について（任意）

市内中小企業の脱炭素・省エネ化を推進するためご協力いただける事業者を募集します。次の2点にご協力いただける方のみ、チェックをお願いします。

<ul style="list-style-type: none"> ・本助成金の交付を受けて行った取組の効果測定を行うため、前年度と比較したエネルギー使用量の報告や省エネアドバイスに基づく取組、その他脱炭素化や省エネ化に向けた取組の状況調査（年数回/3年程度、フォームへの回答を想定） ・本事業における取組内容について、今後、本市やI D E C横浜のHPや動画、冊子等の媒体で紹介するにあたり、取材や資料提供への対応（事業所名と代表者名や顔写真等の公開を含みます） 	同意する場合はチェック <input type="checkbox"/>
--	---

担当アドバイザーへの連絡事項（事務局入力用）

申請受付番号（事務局管理用）

電子申請システムをご利用になれない方は、当様式をご使用ください。

申請受付番号（事務局用）

グリーンリカバリー設備投資助成金 交付申請書

横浜市長

グリーンリカバリー設備投資助成金の交付を受けたいので、グリーンリカバリー設備投資助成金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、書類を添えて次のとおり提出します。

1. 申請者の情報

業種により助成対象者の要件が異なり、要件に該当する場合のみ申請できます。

要件をご確認の上、**当てはまる業種に☑を1つだけ**記入してください。

	業種	助成対象者の要件
個人事業主・法人	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> ゴム製品製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> その他の業種 <input type="checkbox"/> 開業医（個人事業主）	資本金3億円以下または従業員数300人以下 （ゴム製品製造業は資本金3億円以下または従業員数900人以下） （旅館業は資本金5,000万円以下または従業員数200人以下） （ソフトウェア業または情報処理サービス業は資本金3億円以下または従業員数300人以下）
	<input type="checkbox"/> 卸売業	資本金1億円以下または従業員数100人以下
	<input type="checkbox"/> サービス業（※土業等は、こちらに☑） <input type="checkbox"/> 旅館業	資本金5,000万円以下または従業員数100人以下 （旅館業は資本金5,000万円以下または従業員200人以下）
	<input type="checkbox"/> 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 小売業	資本金5,000万円以下または従業員数50人以下

常時使用する従業員数（役員を除く）	人
-------------------	---

申請日（書類発送日）	年 月 日												
法人名又は商号・屋号													
法人番号（法人のみ）													(13桁)
代表者役職							代表者氏名						
担当者名							担当者の電話番号						
担当者のFAX番号							担当者の携帯番号						
E-mail													

法人	本店所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	※本店が市外の場合は以下も記入してください	
	市内の事業所等の所在地（*）	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 横浜市

個人事業主	市内の事業所等の所在地（*）	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 横浜市
	住民票の自宅の住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

- * 市内の事業所等の所在地には設備を導入する住所を記載してください。
- * 横浜市からの本助成金に係る書類の郵送は、市内の事業所等の所在地あてのみ送付します。

2. 申請者の事業内容

申請者の事業内容 （現在の事業内容を簡潔に記載ください）	
---------------------------------	--

3. 省エネ診断等の実施状況

診断等実施機関	<input type="checkbox"/> IDEC横浜による「省エネアドバイス」 <input type="checkbox"/> 神奈川県による「省エネルギー診断」 <input type="checkbox"/> （一財）省エネルギーセンターによる「省エネ最適化診断」 <input type="checkbox"/> 経済産業省「地域プラットフォーム構築事業（省エネお助け隊）」による診断
---------	--

4. 収支予算書

ア 助成対象経費										
助成対象経費計算書から転記してください										円
イ 助成金額の算出										
【計算式】ア÷2（1万円未満切捨て）						0	0	0	0	円
ウ 助成金交付申請額										
イまたは200万のいずれか低い額						0	0	0	0	円

5. 設備投資計画

記入にあたっての注意事項

- ✓ 導入設備は、**3種以内の設備**とします。
- ✓ 製品名、メーカー名、型式番号は見積書（または製品カタログ）と一致するように記載してください。
- ✓ エネルギー使用削減率は省エネ診断の報告書等に記載の数値を転記してください。

	設備 1	設備 2	設備 3
設備種類	<input type="checkbox"/> ①空調設備 <input type="checkbox"/> ②ボイラー・給湯設備 <input type="checkbox"/> ③冷凍冷蔵設備 <input type="checkbox"/> ④変圧器 <input type="checkbox"/> ⑤産業用モーター <input type="checkbox"/> ⑥LED照明 <input type="checkbox"/> ⑦コージェネレーションシステム <input type="checkbox"/> ⑧高断熱窓 <input type="checkbox"/> ⑨生産設備など事業に必要な設備	<input type="checkbox"/> ①空調設備 <input type="checkbox"/> ②ボイラー・給湯設備 <input type="checkbox"/> ③冷凍冷蔵設備 <input type="checkbox"/> ④変圧器 <input type="checkbox"/> ⑤産業用モーター <input type="checkbox"/> ⑥LED照明 <input type="checkbox"/> ⑦コージェネレーションシステム <input type="checkbox"/> ⑧高断熱窓 <input type="checkbox"/> ⑨生産設備など事業に必要な設備	<input type="checkbox"/> ①空調設備 <input type="checkbox"/> ②ボイラー・給湯設備 <input type="checkbox"/> ③冷凍冷蔵設備 <input type="checkbox"/> ④変圧器 <input type="checkbox"/> ⑤産業用モーター <input type="checkbox"/> ⑥LED照明 <input type="checkbox"/> ⑦コージェネレーションシステム <input type="checkbox"/> ⑧高断熱窓 <input type="checkbox"/> ⑨生産設備など事業に必要な設備
更新または新設の種別	<input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 新設
製品名			
メーカー名			
型式番号			
エネルギー使用削減率	%	%	%
設備の概要 (設備の種類で「⑨」を選択した場合のみ記載)			
生産性向上効果 (設備の種類で「⑨」を選択した場合のみ記載)			

6. 誓約事項

私（申請者）は、グリーンリカバリー設備投資助成金の申請にあたって、次に掲げるすべての事項を確認し、誓約します。

項目
申請者は、助成対象となる経費の全部又は一部について、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度（以下これらを「他の補助制度」という。）の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払いを受けていません。 （助成対象経費の合計金額から、助成金交付申請額を差し引いた金額については、自己資金で負担します。） 申請者は、これを確認するために、他の補助制度の執行機関、部署と申請情報を共有することを同意します。
申請者は、導入する設備等を業務上に限り使用します。
申請者は、本助成金を活用して設置・施工等を行った設備等を自己にて使用し、返品又は転売、貸付等を行いません。
申請者は、更新を条件とする設備を導入する場合、新規設備の導入後に速やかに従前の設備を撤去・処分します。
申請者は、申請要件を満たしています。 ＜主な要件＞・事業所、営業所等が横浜市内にあり、中小企業者であること。 ・創業から12か月を経過していること。 ・横浜市税（法人の場合は法人市民税、個人事業主の場合は個人市民税）の納税義務者（非課税、課税免税、減免等となる者を含む）であること。
申請者は、助成対象設備を申請者の役員が属する企業等から購入しません。また申請者の配偶者又は2親等内の親族が代表者若しくは役員として属する企業等から購入しません。
申請者は、虚偽の申請、報告など、本助成金の交付に関して不正行為を行いません。不正行為があると判明した場合、申請者の名称とその内容を公表すること、及び本助成金の返還と違約加算金・延滞金の支払いに応じます。また、返還に際し、支払い期限までに返済がなされない場合には、関係行政機関及び関係金融機関に申請者の所得・財産調査等を実施すること並びに関係行政機関及び関係金融機関がこれに回答することに同意します。
申請者は、市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。（必要があるときは申請者の課税状況について、官公署に報告確認を行います。）
申請者は、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。役員等氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。また、全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。
申請者は、助成金の交付を受けて取得した設備等を、取得した時より当該耐用年数を経過する前に処分しません。
申請者は、グリーンリカバリー設備投資助成金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）を遵守します。
申請者は、実地（全事業者にフォローアップ訪問を行います）及び書面等による調査に協力します。
申請者は、本助成金申請に関する申請者情報を、企業支援等のために本市の他の部署及び公益財団法人横浜企業経営支援財団と共有することに同意します。

【誓約した者】

法人 の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人名 _____ ・ 代表者役職 _____ ・ 代表者氏名 _____
個人事業主 の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者氏名 _____

助成対象経費計算書

見積書に記載の内訳のうち、助成対象経費として計上する費用を記入してください。

設備1	設備種類（選択してください）			
	項目	単価／(円)	数量	金額／(円)
	値引き（-で入力）			
	合計			

設備2	設備種類（選択してください）			
	項目	単価／(円)	数量	金額／(円)
	値引き（-で入力）			
	合計			

設備3	設備種類（選択してください）			
	項目	単価／(円)	数量	金額／(円)
	値引き（-で入力）			
	合計			

設備1、3 その他対象経費 区別できないもの	項目	単価／円	数量	金額／円
	値引き（-で入力）			
合計				

見積書に対象外経費が含まれる場合、値引き額は対象外経費に充当し残額を上記値引き額に記載いただくことができます。
 見積書の値引き金額と本計算書記載の値引き金額が異なる場合はその算出根拠を記載してください

対象経費の総計（50万円以上で助成金申請可能です）	
---------------------------	--

助成対象経費計算書

見積書に記載の内訳のうち、助成対象経費として計上する費用を記入してください。

設備 1	設備種類（選択してください）	（1）空調設備		
	項目	単価／（円）	数量	金額／（円）
	業務用空調本体	1,000,000	1	1,000,000
	業務用空調室外機	500,000	1	500,000
	搬入作業費	200,000	1	200,000
	ドレン排水処理	20,000	1	20,000
	室内養生費	10,000	1	10,000
	試運転調整費	10,000	1	10,000
	消耗品費	5,000	1	5,000
	値引き（-で入力）			▲ 50,000
	合計			1,695,000

設備 2	設備種類（選択してください）	（6）LED照明		
	項目	単価／（円）	数量	金額／（円）
	LED照明設備（50台分）	600,000	1	600,000
	ケーブル	30,000	1	30,000
	現場管理費用	80,000	1	80,000
				0
				0
				0
				0
	値引き（-で入力）			
	合計			710,000

設備 3	設備種類（選択してください）	（9）生産設備など生産・販売に直接供する設備		
	項目	単価／（円）	数量	金額／（円）
	旋盤機械	2,000,000	2	4,000,000
	機械調整費用	5,000	1	5,000
				0
				0
				0
				0
				0
	値引き（-で入力）			
	合計			4,005,000

設備 1・3 その他対象経費 でないもの	項目	単価／円	数量	金額／円
				0
				0
	値引き（-で入力）			
	合計			0

見積書に対象外経費が含まれる場合、値引き額は対象外経費に充当し残額を上記値引き額に記載いただくことができます。
 見積書の値引き金額と本計算書記載の値引き金額が異なる場合はその算出根拠を記載してください

対象経費の総計（50万円以上で助成金申請可能です）	6,410,000
---------------------------	-----------

※対象経費の総計のセルが赤字となる場合は要件を満たしていません

《注意》

全ての項目を助成金申請企業でなく、100万円以上の工事の受注及び物品の調達等を行う見積提出事業者が記入してください。

見積提出事業者が法人の場合は本様式は使用できません。

横浜市内事業者であることの誓約書

私は、グリーンリカバリー設備投資助成金の申請にかかる次の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、主たる営業の拠点を横浜市内に置いて事業を行っていることを誓約します。

入札・見積り案件名： _____

申請事業者名： _____

申請事業者の代表者職・氏名： _____

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件にかかる助成金の交付が取り消される場合があります。

年 月 日

(見積提出事業者)

所在地 _____

商号・屋号 _____

(ふりがな)

代表者職・氏名 _____

(申請先)
横浜市長

(申請者) 〳
所在地：
企業名・屋号：
代表者役職名：
氏名：

役員等氏名一覧表

次の役員等氏名一覧表に記載された者が横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日	住所

※法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に記載されている役員すべてを記載してください。

入札又は見積りに係る理由書

1. 100万円以上の契約について、市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収が行えない資産又は契約の内容

--

2. 発注先事業者名及び本店所在地

事業者名： _____ 所在地： _____

(市内 準市内、市外)

3. 提出する入札書又は見積書（以下「見積書等」という。）の種類及び数量

市内事業者による見積書等	通	準市内、市外事業者による見積書等	通
--------------	---	------------------	---

4. 市内事業者による入札又は、市内事業者からの見積書等の徴収が行えない理由

	(1) 市内事業者で取扱いがない (そのため、2人以上の準市内又は市外事業者から見積書等を徴収した)
	(2) 2人以上の市内事業者で取扱いがない (そのため、1人を市内事業者、それ以外を準市内又は市外事業者から見積書等を徴収した)
	(3) 特殊な技術や、知識や経験が必要とされ、実績のある市内事業者がいない (そのため、2人以上の準市内又は市外事業者から見積書等を徴収した)
	(4) 特殊な物品で購入先が特定され、契約の目的物が特定の者でなければ納入できない (そのため、1人の事業者から見積書等を徴収した)
	(5) その他

※複数の理由に当てはまる場合は、(1) から (4) のうち最も若い番号のものを1つ選択し、丸印を付けてください。

5. 4の理由に該当すると判断するに至った理由又は根拠（別紙添付可）

市内で購入可能な他の同等品では対応できない理由を具体的に記載してください。“普段から取引のある業者で、メンテナンス等のやり取りもスムーズにできる”や“納期が早い”ことは理由として認められません。

--

横浜市補助金規則第24条及び横浜市グリーンリカバリー設備投資助成金交付要綱第8条第1項に定める市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収を行えない理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

（申請者）

〒

所 在 地：

企 業 等 名 称：

代 表 者 職 ・ 氏 名：

入札又は見積りに係る理由書

1. 100万円未満の契約について、市内事業者・準市内事業者からの見積書の徴収が行えない資産又は契約の内容

2. 発注先事業者名及び所在地

事業者名：

所在地：

3. 市内事業者・準市内事業者からの見積書等の徴収が行えない理由

(1)	市内事業者・準市内事業者で取扱いがない
(2)	特殊な技術や、知識や経験が必要とされ、実績のある市内事業者・準市内事業者がない
(3)	特殊な物品で購入先が特定され、契約の目的物が特定の者でなければ納入できない
(4)	その他

※複数の理由に当てはまる場合は、(1) から (4) のうち最も若い番号のものを1つ選択し、丸印を付けてください。

4. 3の理由に該当すると判断するに至った理由又は根拠（別紙添付可）

市内で購入可能な他の同等品では対応できない理由を具体的に記載してください。“普段から取引のある業者で、メンテナンス等のやり取りもスムーズにできる”や“納期が早い”ことは理由として認められません。

横浜市グリーンリカバリー設備投資助成金交付要綱第8条第2項に定める市内事業者・準市内事業者からの見積書の徴収が行えない理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(申請者)

〒

所在地：

企業等名称：

代表者職・氏名：

（交付先）

様

横浜市長

グリーンリカバリー設備投資助成金交付決定通知書

申請のありましたグリーンリカバリー設備投資助成金については、グリーンリカバリー設備投資助成金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり助成金の交付決定をしましたので通知します。

交付決定額 _____ 円

<今後の流れについて>

1 設備の導入、代金の全額支払いを完了させたら次の書類を準備し、フォームより実績報告申請を行ってください。

① 設備の設置・施工の内訳がわかる**領収書等**

② 導入設備の設置・施工後の様子がわかる**写真**（設備の全体像と型式番号が読み取れるアップ写真）

③ （金額の変更があった場合のみ）**助成対象経費計算書**

見積り時から増額した場合であっても交付決定額を超えて交付することはできません

④ **グリーンリカバリー設備投資助成金交付決定通知書**（本通知）

※申請期限直前は申請が集中しますので、導入・支払い完了後2週間以内に申請してください。

2 実績報告の提出いただいた後、順次お電話にてフォローアップ訪問の日程を調整します。

（担当）

申請受付番号（事務局管理用）

--

【注意事項】

1 交付条件について

- (1) 本助成金は、助成対象事業のみに使用し、他の事業に流用してはならない。
- (2) 助成金交付申請の取下げを行う場合には、交付申請取下届（第9号様式）を提出しなければならない。
- (3) 事業内容に変更がある場合は、助成金事務局へ連絡を入れること。その上で、軽微な変更を除き、事業内容変更申請書（第11号様式）を速やかに、市長に提出しなければならない。

2 交付時期（予定）について

要綱第13条の規定に基づき、実績報告書の内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していることを確認後、交付額を確定した上で、企業の請求に基づき交付する。

3 助成金の交付決定の取消しについて

次の事項が生じた場合は、本助成金の交付決定を取り消す場合がある。

- (1) 助成金の交付を行う日までに要綱第3条に定める助成対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請や報告又は不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 実績報告書類を適正に提出しなかった等、助成金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。
- (4) 要綱第4条に定める助成対象事業の要件に該当しなくなったとき。
- (5) 助成金の交付を受けて取得した設備等を取得した時より、当該耐用年数（ただし、当該年数が5年を超えるときは、5年とする。）を経過する前に処分したとき。
- (6) 交付申請取下届（第9号様式）を提出し、市長が受理したとき。
- (7) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- (8) その他法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。

4 助成金の返還について

- (1) 助成金の交付決定が取消された場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の全部又は一部について、返還請求書（第16号様式）により、その返還を命ずるものとする。
- (2) (1)により返還を命ずる場合の納付期限は、前条による交付決定の取消しの日から起算して30日を経過した日の属する月の末日とする。
- (3) 助成金の返還を求められたときは、当該助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金（100円未満の場合を除く。）を市に納付するものとする。
- (4) (3)により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金等の額に充てられたものとする。
- (5) 交付対象者は、助成金等の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付するものとする。
- (6) (3)及び(5)に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（交付先）

様

横浜市長

グリーンリカバリー設備投資助成金

不交付決定通知書

グリーンリカバリー設備投資助成金につきましては、審査の結果、交付しないことに決定しましたので、グリーンリカバリー設備投資助成金交付要綱第9条第2項により通知します。

1 不交付理由

（担当）

グリーンリカバリー設備投資助成金 交付申請取下届

横浜市長

グリーンリカバリー設備投資助成金については、グリーンリカバリー設備投資助成金交付要綱第10条第1項に基づき、申請の取下げをします。

1 申請者の情報

申請日（書類発送日）	年 月 日		
所在地 （法人：本店又は主たる事業所 個人事業主：自宅の住所）	〒		
法人名または商号・屋号（※）			
代表者役職（※）		代表者氏名	

（※）の欄については、個人事業主の方は、該当する場合のみご記載ください。

2 取下げ理由

（交付先）

様

横浜市長

グリーンリカバリー設備投資助成金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号で交付決定しました、グリーンリカバリー設備投資助成金について、グリーンリカバリー設備投資助成金交付要綱第 10 条第 2 項に基づき、次のとおり助成金交付決定の（ 全部 ・ 一部 ）を取り消します。

1 取消しを行う交付決定の内容と理由

交付決定日	
交付決定額	
取消額	円
取消しを行う理由	
備 考	

（担当）

グリーンリカバリー設備投資助成金 事業内容変更申請書

横浜市長

グリーンリカバリー設備投資助成金については、グリーンリカバリー設備投資助成金交付要綱第 11 条第 1 項に基づき、事業内容の変更を申請します。

1 申請者の情報

申請日（書類発送日）	年	月	日
所在地 （法人：本店又は主たる事業所 個人事業主：自宅の住所）	〒		
法人名または商号・屋号（※）			
代表者役職（※）		代表者氏名	

（※）の欄については、個人事業主の方は、該当する場合のみご記載ください。

2 変更理由

3 変更内容

変更前	変更後

(交付先)

様

横浜市長

グリーンリカバリー設備投資助成金変更承認・不承認通知書

グリーンリカバリー設備投資助成金変更申請につきましては、審査の結果、承認しました・不承認となりましたので、グリーンリカバリー設備投資助成金交付要綱第 11 条第 2 項により通知します。

1 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

2 承認・不承認理由

3 交付条件

- (1) 本助成金は、標記事業のみに使用し、他の事業に流用しないでください。
- (2) 本事業終了後、市長が定める期日までに実績報告書等を提出してください。
- (3) 交付申請の取下げを行うとき、事業内容を変更するときは速やかに所定の書類を提出してください。
- (4) 交付条件に違反した場合は、助成金の全額又は一部の返還を求めることがあります。

(担当)

電子申請システムをご利用になれない方は、当様式をご使用ください。

申請受付番号 (事務局用)

グリーンリカバリー設備投資助成金 実績報告書

横浜市長

年 月 日 第 号で交付決定を受けたグリーンリカバリー設備投資助成金の交付対象事業が完了しましたので、グリーンリカバリー設備投資助成金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1. 申請者の情報

報告日 (書類発送日)	年 月 日												
法人名又は商号・屋号													
法人番号 (法人のみ)													(13桁)
代表者役職							代表者氏名						
担当者名							担当者の電話番号						
担当者のFAX番号							担当者の携帯番号						
E-mail													

2. 設備の導入先

法人	本店所在地	〒 <input type="text" value=" "/> <input type="text" value=" "/> <input type="text" value=" "/> - <input type="text" value=" "/> <input type="text" value=" "/> <input type="text" value=" "/> <input type="text" value=" "/>
	市内の事業所等の所在地 (*)	※本店が市外の場合は以下も記入してください
		〒 <input type="text" value=" "/> <input type="text" value=" "/> <input type="text" value=" "/> - <input type="text" value=" "/> <input type="text" value=" "/> <input type="text" value=" "/> <input type="text" value=" "/> 横浜市

個人事業主	市内の事業所等の所在地 (*)	〒 <input type="text" value=" "/> <input type="text" value=" "/> <input type="text" value=" "/> - <input type="text" value=" "/> <input type="text" value=" "/> <input type="text" value=" "/> <input type="text" value=" "/> 横浜市
	住民票の自宅の住所	〒 <input type="text" value=" "/> <input type="text" value=" "/> <input type="text" value=" "/> - <input type="text" value=" "/> <input type="text" value=" "/> <input type="text" value=" "/> <input type="text" value=" "/>

- * 市内の事業所等の所在地には設備を導入する住所を記載してください。
- * 横浜市からの本助成金に係る書類の郵送は、市内の事業所等の所在地あてのみ送付します。

3. 導入設備の内容

やむを得ない事情により設備内容を変更した場合は、その設備の番号に○をつけ、理由を記入してください。

設備変更の有無	有 ・ 無
変更した設備 (○をつけてください)	設備 1 ・ 設備 2 ・ 設備 3
理由	

交付申請時から内容の変更がない場合もすべて記載してください。

	設備 1	設備 2	設備 3
設備種類	<input type="checkbox"/> ①空調設備 <input type="checkbox"/> ②ボイラー・給湯設備 <input type="checkbox"/> ③冷凍冷蔵設備 <input type="checkbox"/> ④変圧器 <input type="checkbox"/> ⑤産業用モーター <input type="checkbox"/> ⑥LED照明 <input type="checkbox"/> ⑦コージェネレーションシステム <input type="checkbox"/> ⑧高断熱窓 <input type="checkbox"/> ⑨生産設備など事業に必要な設備	<input type="checkbox"/> ①空調設備 <input type="checkbox"/> ②ボイラー・給湯設備 <input type="checkbox"/> ③冷凍冷蔵設備 <input type="checkbox"/> ④変圧器 <input type="checkbox"/> ⑤産業用モーター <input type="checkbox"/> ⑥LED照明 <input type="checkbox"/> ⑦コージェネレーションシステム <input type="checkbox"/> ⑧高断熱窓 <input type="checkbox"/> ⑨生産設備など事業に必要な設備	<input type="checkbox"/> ①空調設備 <input type="checkbox"/> ②ボイラー・給湯設備 <input type="checkbox"/> ③冷凍冷蔵設備 <input type="checkbox"/> ④変圧器 <input type="checkbox"/> ⑤産業用モーター <input type="checkbox"/> ⑥LED照明 <input type="checkbox"/> ⑦コージェネレーションシステム <input type="checkbox"/> ⑧高断熱窓 <input type="checkbox"/> ⑨生産設備など事業に必要な設備
更新または新設の種別	<input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 新設
製品名			
メーカー名			
型式番号			
エネルギー使用削減率	%	%	%
設備の概要 (設備の種類で「⑨」を選択した場合のみ記載)			
生産性向上効果 (設備の種類で「⑨」を選択した場合のみ記載)			

4. 収支決算書

記入にあたっての注意事項

- ✓ 市内に住所を置く事業者からの購入が必須です。
領収書の発行者欄に、横浜市内の住所（または「045」から始まる電話番号）が記載されていることを確認してください。
- ✓ 助成対象経費が交付申請時の見積もりから変更になった場合は「助成対象経費計算書」の再提出が必要です
- ✓ 交付申請時の内容から変更があった場合でも、交付決定金額から増額することはできません。見積りから減額があった場合は、減額した金額を記載してください。

ア 助成対象経費 助成対象経費計算書から転記してください										円
イ 助成金額の算出 【計算式】 ア÷2（1万円未満切捨て）					0	0	0	0		円
ウ 助成金実績報告額 イまたは交付決定金額のいずれか低い額					0	0	0	0		円

5. 誓約事項

私（申請者）は、グリーンリカバリー設備投資助成金の実績報告にあたって、次に掲げるすべての事項を確認し、再誓約します。

項目
申請者は、助成対象となる経費の全部又は一部について、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度（以下これらを「他の補助制度」という。）の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払いを受けていません。 （助成対象経費の合計金額から、助成金交付申請額を差し引いた金額については、自己資金で負担します。） 申請者は、これを確認するために、他の補助制度の執行機関、部署と申請情報を共有することを同意します。
申請者は、導入する設備等を業務上に限り使用します。
申請者は、本助成金を活用して設置・施工等を行った設備等を自己にて使用し、返品又は転売、貸付等を行いません。
申請者は、新規設備の導入後に速やかに従前の設備を撤去・処分します。
申請者は、申請要件を満たしています。 ＜主な要件＞・事業所、営業所等が横浜市内にあり、中小企業者であること。 ・創業から12か月を経過していること。 ・横浜市税（法人の場合は法人市民税、個人事業主の場合は個人市民税）の納税義務者（非課税、課税免税、減免等となる者を含む）であること。
申請者は、助成対象設備を申請者の役員が属する企業等から購入しません。また申請者の配偶者又は2親等内の親族が代表者若しくは役員として属する企業等から購入しません。
申請者は、虚偽の申請、報告など、本助成金の交付に関して不正行為を行いません。不正行為があると判明した場合、申請者の名称とその内容を公表すること、及び本助成金の返還と違約加算金・延滞金の支払いに応じます。また、返還に際し、支払い期限までに返済がなされない場合には、関係行政機関及び関係金融機関に申請者の所得・財産調査等を実施すること並びに関係行政機関及び関係金融機関がこれに回答することに同意します。
申請者は、市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。（必要があるときは申請者の課税状況について、官公署に報告確認を行います。）
申請者は、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。役員等氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。また、全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。
申請者は、助成金の交付を受けて取得した設備等を、取得した時より当該耐用年数を経過する前に処分しません。
申請者は、グリーンリカバリー設備投資助成金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）を遵守します。
申請者は、実地（全事業者にフォローアップ訪問を行います）及び書面等による調査に協力します。
申請者は、本助成金申請に関する申請者情報を、企業支援等のために本市の他の部署及び公益財団法人横浜企業経営支援財団と共有することに同意します。

【誓約した者】

法人 の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人名 _____ ・ 代表者役職 _____ ・ 代表者氏名 _____
個人事業主 の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者氏名 _____

(交付先)

様

横浜市長

グリーンリカバリー設備投資助成金
交付額確定通知書

申請のありましたグリーンリカバリー設備投資助成金については、グリーンリカバリー設備投資助成金交付要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり助成金の交付額の確定をしましたので通知します。

交付確定額 _____ 円

(担当)

申請受付番号 (事務局管理用)

--

グリーンリカバリー設備投資助成金 交付請求書

横浜市長

グリーンリカバリー設備投資助成金交付要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき、次のとおりグリーンリカバリー設備投資助成金の交付を請求します。

1 申請者の情報

請求日 (書類発送日)	年 月 日		
所在地 (設備を導入した 市内事業所所在地)	〒		
法人名または商号・屋号 (※)			
代表者役職 (※)		代表者氏名	

(※) の欄については、個人事業主の方は、該当する場合のみご記載ください。

2 助成金交付請求額 ¥ _____, 000

3 振込先

口座名義人 (カタカナ)	※ (法人の場合) : 法人名義、(個人事業主の場合) : 代表者個人の名義				
金融機関 (ゆうちょ銀行を 除く)	金融機関名		金融機関 (銀行) コード		
	支店名		支店 (店舗) コード		
	預金種目	口座番号 (右詰めで)		※ 7ケタに満たない場合は、頭に「0」を付けてください。	
	普通・当座				

どちらかにご記入ください

口座名義人 (カタカナ)	※ (法人の場合) : 法人名義、(個人事業主の場合) : 代表者個人の名義				
ゆうちょ銀行	通帳記号番号 (6ケタ目がある場合は ※欄にご記入ください)	記号 (左詰めで)		番号 (右詰めで)	
			※ ー		

口座名義人、口座番号等に誤りがないか、必ずご確認ください。誤っていた場合、振込ができません。

(添付書類)

- ① グリーンリカバリー設備投資助成金交付額確定通知書 (第14号様式) のコピー
- ② 金融機関名・口座番号・口座名義人 (カナ) が分かるもののコピー
(通帳の表紙をめくったページ、キャッシュカード、インターネットバンキングの画面等のコピー)

様

横浜市長

グリーンリカバリー設備投資助成金返還請求書

年 月 日 第 号で交付決定の取消しを行いましたグリーンリカバリー設備投資助成金につきましては、グリーンリカバリー設備投資助成金交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり返還を請求します。

返 還 請 求 額	円
	【内訳】 (取消し額： 円) (加 算 金： 円)
納 付 期 限	年 月 日
納 付 方 法	添付する納付書による
備 考	積算根拠は別添のとおり

(担当)

グリーンリカバリー設備投資助成金 財産処分申出書

年 月 日

（提出先）

横 浜 市 長

（申請者）

〒

所 在 地：

企 業 等 名 称：

代 表 者 職 ・ 氏 名：

グリーンリカバリー設備投資助成金の交付を受けて投資した設備について、グリーンリカバリー設備投資助成金交付要綱第18条第3項に基づき、財産処分の制限期間内ではありますが、次の理由により設備の処分について申し出ます。

助成年度	
助成対象設備	
導入先住所	〒
処分理由及び 処分の方法	
処分予定日	

様

横浜市長

グリーンリカバリー設備投資助成金 財産処分承認・不承認通知書

年 月 日に申請がありました、グリーンリカバリー設備投資助成金にかかる財産処分申出書につきまして、グリーンリカバリー設備投資助成金交付要綱第18条第3項に基づき、

下記の通り、**承認・不承認** としましたので通知します。

助成年度	
助成対象設備	
投資先住所	
処分方法	
理由	

注) 必要に応じて当該処分に関する調査を行うことがあります。

また、虚偽の申請や不正な行為が認められた場合は、助成金の全部又は一部を返還していただきます。

(担当)